

令和7年4月20日執行

邑南町議会議員一般選挙

選挙公営負担のしおり

邑南町選挙管理委員会

令和２年６月の公職選挙法改正に伴い、候補者の選挙運動費用の一部を「邑南町議会議員及び邑南町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例」の規定に基づき公費で負担することについて、その対象、限度額、請求手続き等を説明したものです。

目 次

第１	公費負担の対象とその限度額	１
第２	公費負担請求の手続き	２
	はじめに	２
(１)	選挙運動用自動車	３
ア	一般運送契約（ハイヤー方式）	３
イ	一般運送契約以外のその他の契約	４
	・ 自動車の借入（レンタカー方式）	４
	・ 運転手の雇用	５
	・ 燃料代	６
(２)	選挙運動用ビラの作成	７
(３)	選挙運動用ポスターの作成	８
	届出関係諸用紙一覧	９

第1 公費負担の対象とその限度額

(1) 選挙運動用自動車

区分		対象内容	単価の上限 (限度額)
ア 一般運送契約 (ハイヤー方式)		選挙運動用自動車として使用した各日の料金の合計額(1日1台に限る)	64,500円/日 (64,500円×5日)
イ 一般運送契約以外のその他の契約	自動車の借入 (レンタカー方式)	選挙運動用自動車として使用した各日の合計額(1日1台、自動車本体の借入れ金額に限る)	16,100円/日 (16,100円×5日)
	運転手の雇用	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額(1日1人、個人と契約したものに限り)	12,500円/日 (12,500円×5日)
	燃料代	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,700円/日 (7,700円×5日)

※ アの契約とイの契約は選択

(2) 選挙運動用ビラの作成

対象内容		単価の上限	限度枚数	限度額
町選挙管理委員会に届け出た2種類以内	町長選挙	7円73銭	5,000枚	7.73円×5,000枚
	町議選挙	7円73銭	1,600枚	7.73円×1,600枚

(3) 選挙運動用ポスターの作成

単価の上限 ※1円未満の端数は1円とする	限度枚数	限度額
$\frac{(541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 158,125円)}{\text{ポスター掲示場数}}$	ポスター掲示場数	1,536円×159ヵ所

※ポスター掲示場数は159ヵ所

第2 公費負担請求の手続き

はじめに

この制度は、邑南町長選挙及び邑南町議会議員選挙に関して、候補者と契約事業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度の範囲内で、供託物が没収されない候補者に限り、邑南町が各契約業者等に直接その費用をお支払いするものです。

(邑南町長選挙の供託物没収点の計算式)

$$\text{有効投票の総数} \times \frac{1}{10}$$

(邑南町議会議員選挙の供託物没収点の計算式)

$$\frac{\text{有効投票の総数}}{\text{議員定数 (13人)}} \times \frac{1}{10}$$

Q1 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要があるのか。

A1 選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成について候補者が公費負担の制度を利用するためには、契約相手方（業者等）と有償による契約を書面にて締結し、それを町選挙管理委員会へ提出する必要があります。

また、例として、自動車の借入れの場合では、契約書には次の1～6の内容が記載されている必要があります。

- 1.有償契約であること。
- 2.契約期間の記載があること。
- 3.契約金額（内訳金額を含む）の記載があること。
- 4.車両が特定（車種、登録番号等）されていること。
- 5.契約年月日の記載があること。
- 6.借受人が候補者であること。

Q2 「法律で決まっている上限金額」で契約しようと思うが、問題があるか。

A2 法律は、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度であるので、契約内容（金額、数量）の妥当性等について説明できるよう、適正な契約を行っていただく必要があります。

Q3 町に提出した公費負担に係る関係書類は、情報公開の対象となるのか。

A3 原則全て情報公開の対象（印影など一部非開示部分あり）となります。

(1) 選挙運動用自動車

ア 一般運送契約（ハイヤー方式）

手順 ……記載例集 1

- ① 候補者と一般乗用旅客自動車運送事業者との間で契約を締結する。
- ② 候補者は契約書の写しを添えて、選挙運動用自動車の使用の契約届出書〔様式1〕により、告示日に選挙管理委員会へ届出する。
- ③ 候補者は選挙終了後、選挙運動用自動車使用証明書（自動車）〔様式2〕を契約事業者へ提出する。
- ④ 契約事業者は、請求書（選挙運動用自動車の使用）〔様式3〕を作成し、請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）〔様式3-1〕、候補者から提出された選挙運動用自動車使用証明書（自動車）とともに町長へ提出する。

Q4 ハイヤー契約（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点は。

A4 契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営営する者」に限られます。

イ 一般運送契約以外のその他の契約【個別契約】

・自動車の借入（レンタカー方式） 流れ図P10参照

手順 ……記載例集2

- ① 候補者と事業者等との間で車両賃貸契約を締結する。
- ② 候補者は契約書の写しを添えて、選挙運動用自動車の使用の契約届出書〔様式1〕により、告示日に選挙管理委員会へ届出する。
- ③ 候補者は選挙終了後、選挙運動用自動車使用証明書（自動車）〔様式2〕を契約事業者等へ提出する。
- ④ 契約事業者等は、請求書（選挙運動用自動車の使用）〔様式3〕を作成し、請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）〔様式3-2〕、候補者から提出された選挙運動用自動車使用証明書（自動車）とともに町長へ提出する。

Q5 公費負担の対象となるのはどのような自動車か。

A5 選挙運動のために使用され、町選挙管理委員会の定める表示をした自動車であり、候補者1人につき1台です。

Q6 選挙運動期間前から借入れしたのだが、その期間も含めた借入代金を請求することができるか。

A6 4/15～4/19の選挙運動期間中に、選挙運動用自動車として使用した各日について、要した金額の合計です。また、無投票の場合は、立候補届出日の1日分です。

Q7 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めて、借入代金として契約したいと思うが、この場合、全て公費負担の対象となるのか。

A7 車両本体のみが公費負担対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象となりません。

車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。

契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳明細書が必要です。

Q8 自分の親族の自動車を使用して選挙運動をしたが、公費負担の対象となるか。契約は締結している。

A8 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。 ※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

・運転手の雇用【流れ図P10参照】

手順 ……記載例集2

- ① 候補者と契約相手方との間で契約を締結する。
- ② 候補者は契約書の写しを添えて、選挙運動用自動車の使用の契約届出書〔様式1〕により、告示日に選挙管理委員会へ届出する。
- ③ 候補者は選挙終了後、選挙運動用自動車使用証明書（運転手）〔様式4〕を契約相手方へ提出する。
- ④ 契約相手方は、請求書（選挙運動用自動車の使用）〔様式3〕を作成し、請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）〔様式3-3〕、候補者から提出された選挙運動用自動車使用証明書（運転手）とともに町長へ提出する。

Q9 選挙運動用自動車の運転手に対する報酬は、すべて公費負担の対象となるのか。

A9 選挙運動期間中、選挙運動用自動車の運転手を雇用する費用（報酬）であり、候補者1人につき1日1人に限り公費負担の対象となります。

Q10 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となるのか。

A10 例 A氏 4/15～4/16

B氏 4/17～4/19

公費負担の対象は、1日あたり運転手1人です。

上記事例の場合のように、同一日に運転業務が重ならない場合、A氏、B氏のいずれもが、公費負担の対象となります。なお、A氏、B氏とそれぞれと契約する必要があります。しかし、同一日に2人以上の運転手と契約した場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q11 選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象となるか。

A11 候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用について契約した場合には、その親族が自動車運転を業として行っている場合を除いて、公費負担の対象となりません。

また、法人との運転手派遣契約を締結する場合も公費負担の対象となりません。ハイヤー契約の場合（自動車借入、燃料の供給、運転手の雇用を一括のとき）は法人と契約ができます。

・燃料代【流れ図P 1 1 参照】

手順 ……記載例集 2

- ① 候補者と事業者等との間で「単価契約」または「店頭価格契約」で契約を締結する。
- ② 候補者は契約書の写しを添えて、選挙運動用自動車の使用の契約届出書〔様式1〕により、告示日に選挙管理委員会へ届出する。
- ③ 候補者は選挙終了後、「購入した燃料代」のうち公費負担の対象となる購入金額の確認を受けるため、選挙運動用自動車燃料代確認申請書〔様式5〕を選挙管理委員会へ届出する。
- ④ 選挙管理委員会から公費負担の対象となる選挙運動用自動車燃料代確認書の交付を受ける。
- ⑤ 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）〔様式7〕に給油伝票の写しを添付し、④とともに契約事業者等へ提出する。
- ⑥ 契約事業者は請求書（選挙運動用自動車の使用）〔様式3〕を作成し、請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）〔様式3-4〕、候補者から提出された選挙運動用自動車燃料代確認書、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）と給油伝票の写しとともに町長へ提出する。

Q12 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となるのか。

A12 選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象となります。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と上限額（7,700円に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額）を比較していずれか低い方の金額となります。

Q13 燃料補給は選挙運動期間中に何度も行うことになるが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいか。

A13 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられているので、必ず、選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておく必要があります。
なお、給油伝票には①給油日、②給油量、③車番（4桁部分）、④給油金額が記載されていることが必要です。

Q14 2社以上のガソリンスタンドで選挙運動用自動車に給油したが、公費負担申請は2社分ともできるか。

A14 公費負担できる上限の範囲内で申請が可能です。2社あわせた金額と上限額を比較して少ない方になります。ただし、燃料供給契約が書面により締結されていることが必要です。

Q15 投票日前日の夜、ガソリンスタンドが閉店していたため、投票日に給油したが公費負担の対象となるか。

A15 対象は選挙運動期間内（告示日から投票日前日まで）となるため、公費負担の対象となりません。

(2) 選挙運動用ビラの作成【流れ図P 1 2 参照】

手順 ……記載例集 3

- ① 候補者と事業者等との間で契約を締結する。
- ② 候補者は契約書の写しを添えて、選挙運動用ビラの作成契約届出書〔様式8〕により、告示日に選挙管理委員会へ届出する。
- ③ 候補者は、「ビラの作成枚数」のうち、公費負担の対象となる数量等の選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書〔様式9〕を選挙管理委員会へ届出する。
- ④ 選挙管理委員会から、公費負担の対象となる選挙運動用ビラの作成枚数確認書の交付を受ける。
- ⑤ 候補者は選挙終了後、選挙運動用ビラ作成証明書〔様式11〕を④とともに契約事業者等へ提出する。
- ⑥ 契約事業者は請求書（選挙運動用ビラの作成）〔様式12〕を作成し、請求内訳書（選挙運動用ビラの作成）〔様式12-1〕、候補者から受領した選挙運動用ビラの作成枚数確認書と選挙運動用ビラ作成証明書、作成したビラの見本1枚（2種類の場合は各1枚）とともに町長へ提出する。

Q16 作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となるのか。

A16 「上限枚数×上限単価」で求められる金額が公費負担の上限額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」それぞれに上限額が定められています。

公費負担額の計算は、上限枚数、上限単価を実際の作成枚数、作成単価とそれぞれ比較して低い方をかけあわせたものとなります。

【例：町議選】

例 作成単価5円で2,000枚作成した場合

作成枚数 2,000枚 作成単価 5円

町議選の上限枚数 1,600枚 上限単価 7円73銭

正しい計算方法

上限枚数と作成枚数を比較し、少ない方 →1,600枚

上限単価と作成単価を比較し、少ない方 →5円

公費負担額は1,600枚×5円＝8,000円

(3) 選挙運動用ポスターの作成【流れ図P 1 3 参照】

手順 ……記載例集 4

- ① 候補者と事業者等との間で契約を締結する。
- ② 候補者は契約書の写しを添えて、選挙運動用ポスター作成契約届出書〔様式13〕により、告示日に選挙管理委員会へ届出する。
- ③ 候補者は、「ポスターの作成枚数」のうち、公費負担の対象となる数量等の選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書〔様式14〕を選挙管理委員会へ届出する。
- ④ 選挙管理委員会から、公費負担の対象となる選挙運動用ポスター作成枚数確認書の交付を受ける。
- ⑤ 候補者は選挙終了後、選挙運動用ポスター作成証明書〔様式16〕を④とともに契約事業者等へ提出する。
- ⑥ 契約事業者は請求書（選挙運動用ポスターの作成）〔様式17〕と請求内訳書〔様式17-1〕を作成し、候補者から提出された選挙運動用ポスター作成枚数確認書、選挙運動用ポスター作成証明書とともに町長へ提出する。

Q17 選挙運動用ポスター作成費用は、すべて公費負担の対象となるのか。

- A17 ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります。
- 例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。ただし、金額、作成枚数には上限があります。

Q18 作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となるのか。

- A18 「上限枚数×上限単価」で求められる金額が公費負担の上限額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」それぞれに上限額が定められています。

公費負担額の計算は、上限枚数、上限単価を実際の作成枚数、作成単価とそれぞれ比較して低い方をかけあわせたものとなります。

例 作成単価800円で200枚作成した場合

作成枚数	200枚	作成単価	800円
上限枚数	159枚	上限単価	1,536円

正しい計算方法

上限枚数と作成枚数を比較し、少ない方 →159枚

上限単価と作成単価を比較し、少ない方 →800円

公費負担額は159枚×800円＝127,200円

届出関係諸用紙一覧（様式１～１７－１及び参考様式は配布物３の封筒に入っています）

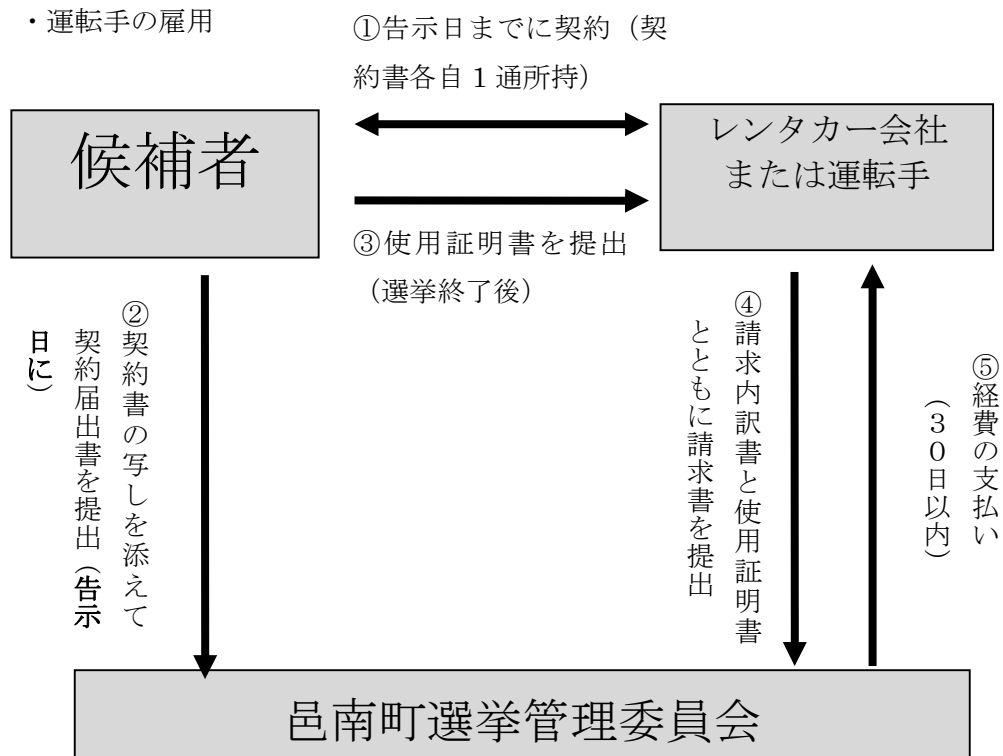
※番号が灰色で塗りつぶされているものは「記載例」があります。

様式	名 称	数量	備 考
1	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	2 枚	ハイヤー レンタカーと運転手と燃料代は兼用
2	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	2 枚	ハイヤー レンタカー
3	請求書（選挙運動用自動車の使用）	5 枚	ハイヤー レンタカー、運転手、燃料代
3-1	請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）	2 枚	ハイヤー
3-2	請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）	2 枚	レンタカー
3-3	請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）	2 枚	運転手
3-4	請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）	4 枚	燃料代
4	選挙運動用自動車使用証明書（運転手）	2 枚	
5	選挙運動用自動車燃料代確認申請書	2 枚	
7	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）	2 枚	
8	選挙運動用ビラの作成契約届出書	2 枚	
9	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	2 枚	
11	選挙運動用ビラ作成証明書	2 枚	
12	請求書（選挙運動用ビラ作成）	2 枚	
12-1	請求内訳書（選挙運動用ビラの作成）	2 枚	
13	選挙運動用ポスター作成契約届出書	2 枚	
14	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	2 枚	
16	選挙運動用ポスター作成証明書	2 枚	
17	請求書（選挙運動用ポスターの作成）	2 枚	
17-1	請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成）	2 枚	
参考様式 1 ～ 6	契約書	各 2 枚	

【個別契約方式（自動車の借入・運転手の雇用）の書類の流れ】

（１）イ・自動車（レンタカー方式）

・運転手の雇用



自動車の借入 ※レンタカー方式の場合

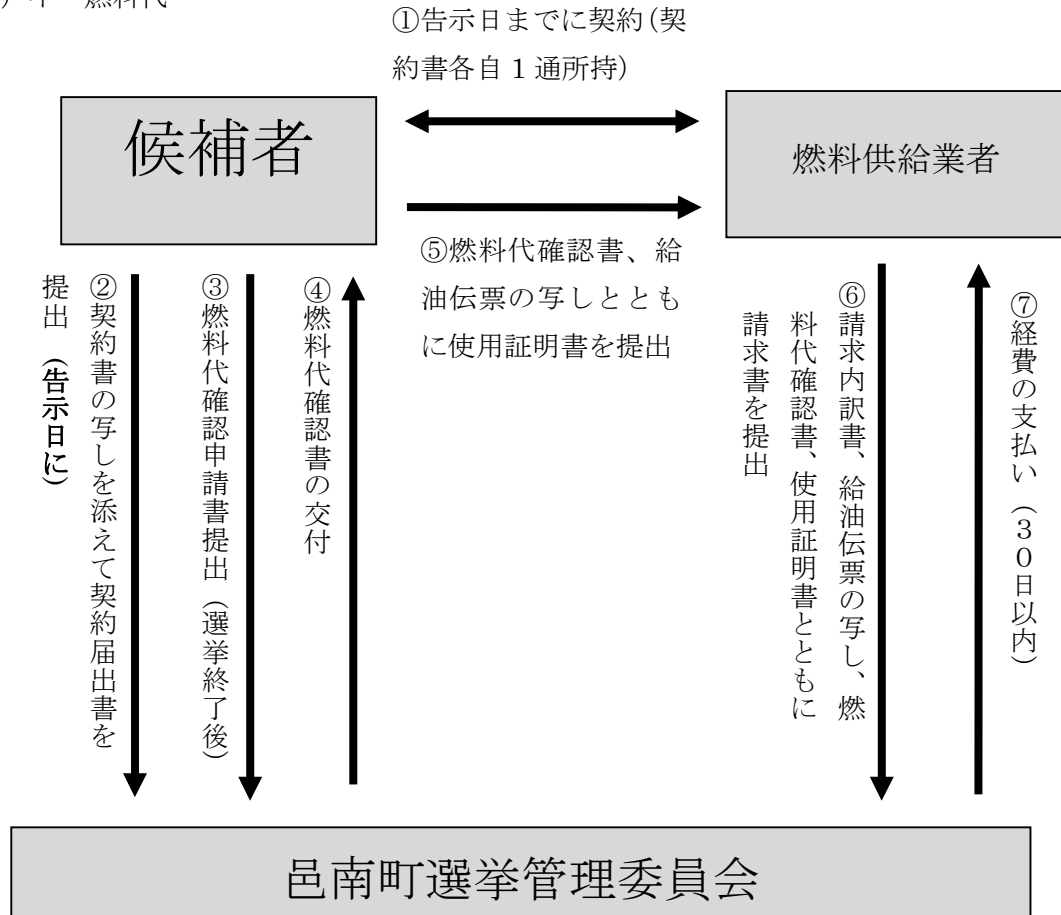
- ① 候補者と事業者等との間で有償契約締結（契約書を2通作成し、各自1通所持）
- ② 「選挙運動用自動車の使用の契約届出書〔様式1〕」に契約書の写しを添付し提出
- ③ 「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）〔様式2〕」を作成し契約事業者等へ提出
- ④ 請求書（選挙運動用自動車の使用）〔様式3〕を作成し、以下の書類とともに町長へ提出
 - ・「請求内訳書〔様式3-2〕」（自動車の借入れ）
 - ・候補者から提出された選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（原本）
- ⑤ 町から契約事業者等へ経費を支払う

運転手の雇用

- ① 候補者と運転手との間で有償契約締結（契約書を2通作成し、各自1通所持）
- ② 「選挙運動用自動車の使用の契約届出書〔様式1〕」に契約書の写しを添付し提出
- ③ 「選挙運動用自動車使用証明書（運転手）〔様式4〕」を作成し契約運転手へ提出
- ④ 請求書（選挙運動用自動車の使用）〔様式3〕を作成し、以下の書類とともに町長へ提出
 - ・「請求内訳書〔様式3-3〕」（運転手）
 - ・候補者から提出された選挙運動用自動車使用証明書（運転手）（原本）
- ⑤ 町は契約運転手へ経費を支払う。

【個別契約方式（燃料代）の書類の流れ】

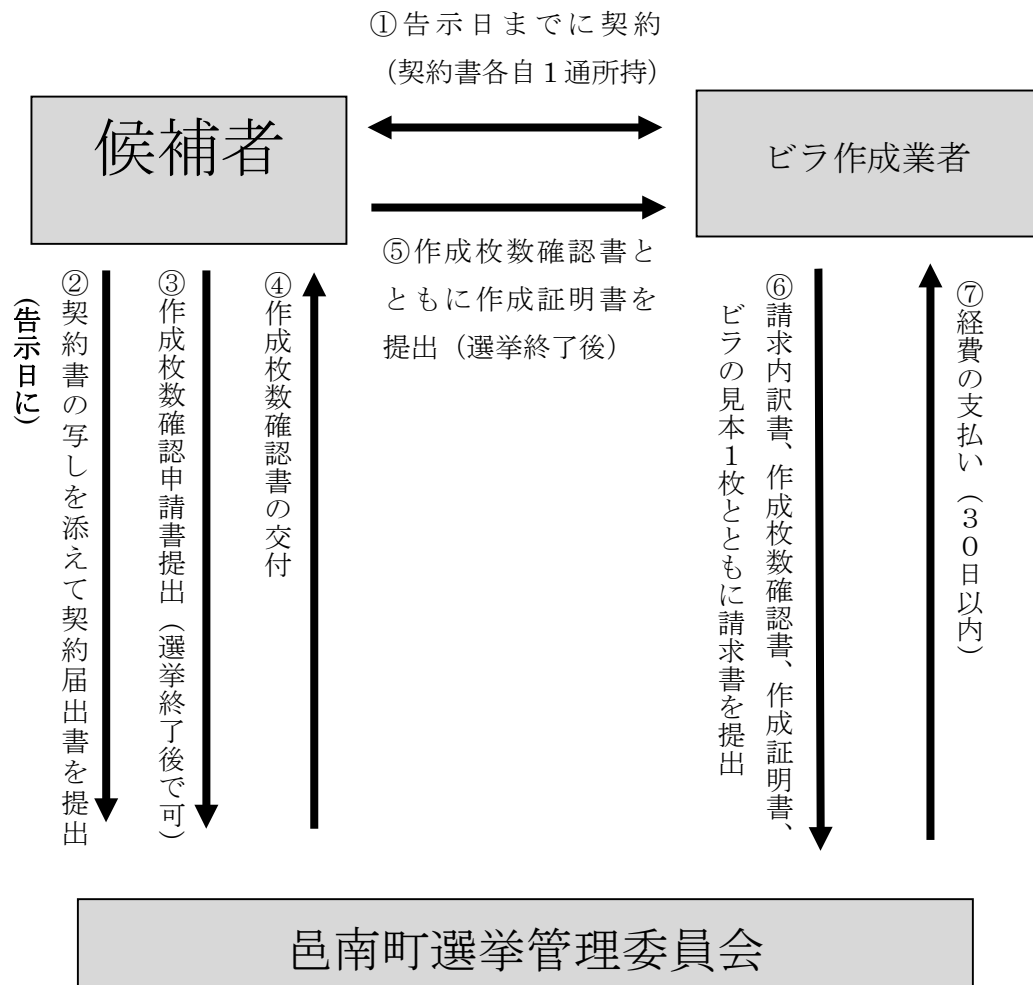
（１）イ・燃料代



- ① 候補者と燃料供給業者との間で「単価契約」または「店頭価格契約」の有償契約締結（契約書を2通作成し、各自1通所持）
- ② 選挙運動用自動車の使用の契約届出書〔様式1〕に契約書の写しを添付し提出
- ③ 選挙終了後、選挙運動用自動車燃料代確認申請書〔様式5〕を作成し提出
- ④ 選挙管理委員会から選挙運動用自動車燃料代確認書の交付を受ける
- ⑤ 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）〔様式7〕を作成し、給油伝票の写しと④で交付を受けた選挙運動用自動車燃料代確認書（原本）とともに燃料供給業者へ提出
- ⑥ 請求書（選挙運動用自動車の使用）〔様式3〕を作成し、以下の書類とともに町長へ提出
 - ・「請求内訳書〔様式3-4〕」（燃料代）
 - ・候補者から提出された選挙運動用自動車燃料代確認書、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（いずれも原本）、給油伝票の写し
- ⑦ 町は燃料供給業者へ経費を支払う。

【選挙運動用ビラ作成の書類の流れ】

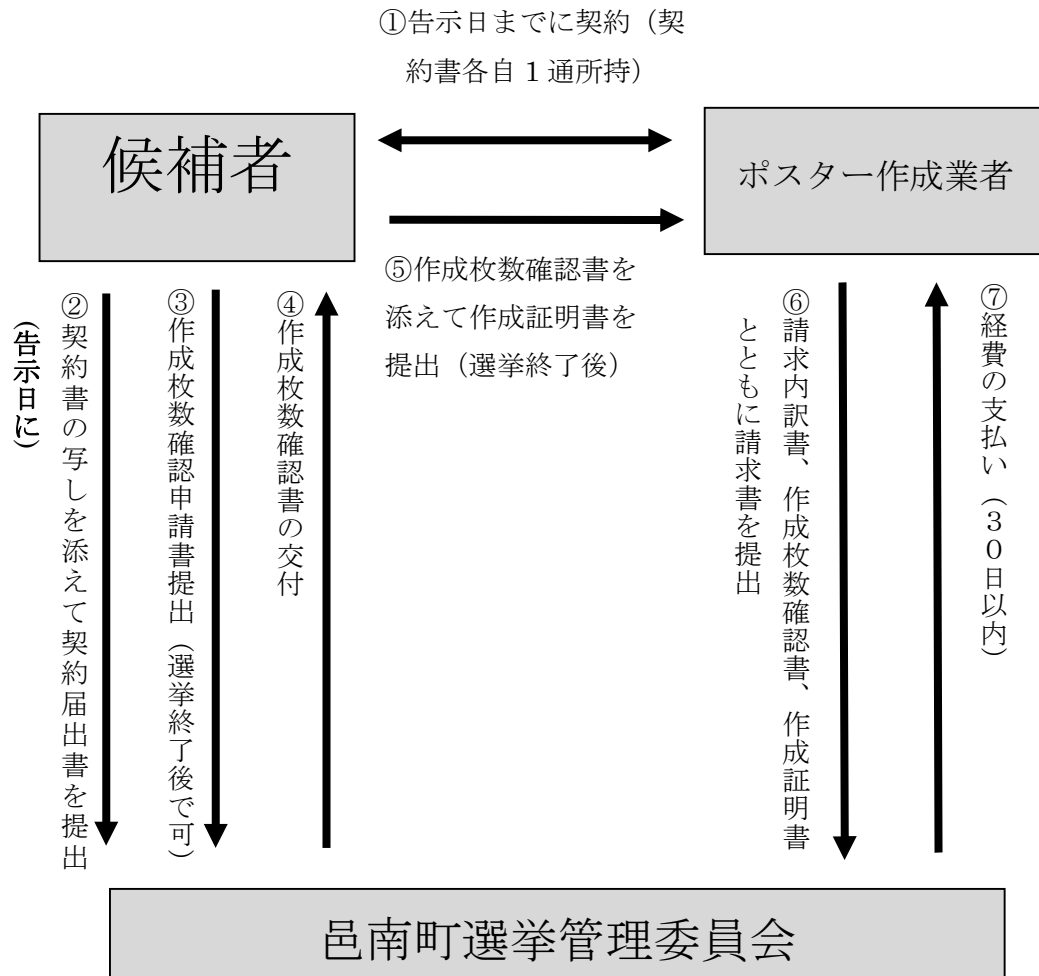
(2) 選挙運動用ビラの作成



- ① 候補者と事業者等との間で有償契約締結 (契約書を2通作成し、各自1通所持)
- ② 選挙運動用ビラの作成契約届出書〔様式8〕に契約書の写しを添付し提出
- ③ 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書〔様式9〕を作成し提出
- ④ 選挙管理委員会から選挙運動用ビラの作成枚数確認書の交付を受ける
- ⑤ 候補者は選挙運動用ビラ作成証明書〔様式11〕を作成し、④で交付を受けた選挙運動用ビラの作成枚数確認書(原本)とともに契約業者へ提出
- ⑥ 請求書(選挙運動用ビラの作成)〔様式12〕を作成し、以下の書類とともに町長へ提出
 - ・「請求内訳書〔様式12-1〕」(選挙運動用ビラの作成)
 - ・候補者から提出された選挙運動用ビラの作成枚数確認書と選挙運動用ビラ作成証明書(いずれも原本)と作成したビラの見本1枚
- ⑦ 町は契約事業者へ経費を支払う

【選挙運動用ポスター作成の書類の流れ】

(3) 選挙運動用ポスターの作成



- ① 候補者と事業者等との間で契約締結（契約書を2通作成し、各自1通所持）
- ② 選挙運動用ポスター作成契約届出書〔様式13〕に契約書の写しを添付し提出
- ③ 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書〔様式14〕を作成し提出
- ④ 選挙管理委員会から選挙運動用ポスター作成枚数確認書の交付を受ける
- ⑤ 選挙終了後、候補者は選挙運動用ポスター作成証明書〔様式16〕を作成し、④で交付を受けた選挙運動用ポスター作成枚数確認書（原本）とともに契約事業者へ提出
- ⑥ 請求書（選挙運動用ポスターの作成）〔様式17〕を作成し、以下の書類とともに町長へ提出
 - ・「請求内訳書〔様式17-1〕」（選挙運動用ポスターの作成）
 - ・候補者から提出された選挙運動用ポスター作成枚数確認書と選挙運動用ポスター作成証明書（いずれも原本）
- ⑦ 町は契約事業者等へ経費を支払う